(二)　市町村の長は、(一)の申請が相当であると認めるときは、共有者不確知森林の土地の所在、森林所有者又は土地の所有者で確知することができないもの等は市町村の長に申し出るべき旨等を公告し、当該申出がないときは、確知森林共有者は、都道府県知事に対し、不確知立木持分等の取得に関し裁定を申請することができることとした。（第一〇条の一二の三及び第一〇条の一二の四関係）

(三)　都道府県知事は、確知森林共有者が不確知立木持分等を取得することが必要かつ適当であると認めるときは、不確知立木持分等を取得すべき旨の裁定をし、その旨の公告があったときは、確知森林共有者は、不確知立木持分等を取得することとした。（第一〇条の一二の五及び第一〇条の一二の六関係）

4　森林経営計画の見直し

(一)　対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法を森林経営計画の計画事項とすることとした。（第一一条第二項関係）

(二)　森林経営計画の認定要件として、(一)の鳥獣害の防止の方法が鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していることを加えることとした。（第一一条第五項関係）

5　林地台帳等の作成等

(一)　市町村は、森林の土地の所有者、土地の所在等を記載した林地台帳及び森林の土地に関する地図を作成し、公表することとした。（第一九一条の四及び第一九一条の五関係）

(二)　森林の土地の所有者は、林地台帳又は(一)の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村にその旨を申し出ることができることとした。（第一九一条の六第一項関係）

(三)　市町村の長は、(二)による申出について検討を加え、修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行い、その旨を当該申出を行った者に通知することとした。（第一九一条の六第二項及び第三項関係）

6　罰則の強化

土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令に違反した者等に対する罰則を強化し、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二〇六条及び第二一〇条関係）

二　分収林特別措置法の一部改正関係

分収林契約において、確知することができない契約当事者が存在する場合等であっても、契約当事者の一〇分の一を超える異議がないことをもって、契約条項の変更ができることとした。（第一一条～第一八条関係）

三　森林組合法の一部改正関係

1　森林経営事業の見直し

(一)　出資組合は、林業を行う組合員の利益の増進を期するためには当該出資組合が自ら経営することが相当と認められる森林につき、森林の経営及びこれに附帯する事業（以下「森林経営事業」という。）を行うことができることとした。（第二六条第一項関係）

(二)　出資組合が行う森林経営事業に常時従事する者の三分の一以上は、当該出資組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない規定を廃止することとした。（旧第二六条第三項関係）

(三)　総組合員の数が農林水産省令で定める数を超える出資組合にあっては、総組合員の三分の二以上の書面による同意に代えて、当該出資組合の総会に総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経ることによって、森林経営事業を行うことができることとした。（第二六条の二関係）

(四)　出資組合が、森林経営事業を行おうとするときは、森林経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないこととした。（第二六条の三関係）

2　生産森林組合の事業等の見直し

(一)　生産森林組合は、委託を受けて森林の施業又は経営を行うことができることとした。（第九三条第二項関係）

(二)　生産森林組合は、その組織を変更し、株式会社等になることができるものとし、組織変更の手続について定めることとした。（第三章第二節関係）

3　森林組合連合会の事業の見直し

(一)　森林組合連合会は、所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受けを行うことができることとした。（第一〇一条第一項関係）

(二)　森林組合連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、所属員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林に係る森林所有者に、受託施業等の事業を利用させることができることとした。（第一〇一条第八項関係）

(三)　森林組合連合会は、森林経営事業を行うことができることとした。（第一〇一条の二関係）

四　木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1　事業計画制度の見直し

(一)　事業計画に係る指定地域の見直し

都道府県知事は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林がある地域を指定地域として指定することができることとした。（第二条関係）

(二)　事業計画の作成主体の拡充

指定地域内の森林の森林所有者等は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者等と共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第四条関係）

2　森林経営計画の認定基準の特例の見直し

1の(二)の認定を受けた者が当該認定に係る事業計画の対象となっている森林であって公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するものにつき認定又は変更の認定の請求をした森林経営計画については、当該認定に係る要件を指定地域における森林の林業的利用の合理化等とすることとした。（第八条及び第九条第二項関係）

五　国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正関係

1　法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を国立研究開発法人森林総合研究所から国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改めることとした。（題名及び第二条関係）

2　機構の目的の改正

機構は、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とすることとした。（第三条第一項関係）

3　機構の業務の範囲の変更

(一)　機構は、水源を涵養するための森林の造成を行うこととした。（第一三条第一項関係）

(二)　機構は、(一)の業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、環境の保全について配慮しなければならないこととした。（第一三条第三項関係）

(三)　機構は、(一)の業務及びこれに附帯する業務の遂行に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量、実地調査若しくは標識の建設をさせ、又は測量等の支障となる立木竹を伐採させることができることとした。（第一四条関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。